

私立幼稚園及び認定こども園に係る保育料について

1 概 要

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行により、新制度に移行する私立幼稚園及び認定こども園の教育部分（教育標準時間認定（1号認定））の保育料も、子ども・子育て支援法第27条に基づき、所得に応じて各区市町村が定めることになる（徴収は、各施設が行う。）。

これに伴い、当区においても教育標準時間認定（1号認定）の保育料を決定するもの。

2 方 針

- (1) 保育料の階層は、新制度に移行しない私立幼稚園とのバランスを考慮して、現行の保護者補助金の階層を基本とする。
- (2) 可能な限り、認可保育所（2号認定・3号認定）の短時間保育料（標準時間保育料の15%減額）と同等になるようにする。
- (3) 新制度における保育料について、国は現行の利用者負担（保育料から補助金を差し引いた額）の水準を基に上限額25,700円/月額を定めている。本区においては、この上限額の範囲で、現行の私立幼稚園の区平均利用者負担額（区平均保育料30,500円/月額と区平均入園料118,000円/年額から補助金を差し引いた金額）と大きく変わることがないようにする。

3 保育料基準額表（案）

資料1-2別紙のとおり

4 幼稚園保育料の設定による影響について

新制度の保育料により、現行より利用者負担額が大きくなる在園児については、経過措置により、卒園までの間、現行の利用者負担額と大きく変わることがないようにする。

保育料基準額表(私立幼稚園、認定こども園(教育部分))[案]

(月額:単位円)

階層	住民税額	新制度保育料(第1子)		現行の利用者負担額(第1子)(※)					
		3歳児	4歳児以上	3歳児			4歳児以上		
				最低	平均	最高	最低	平均	最高
A	生活保護世帯	0	0	0	3,000	11,200	0	3,000	11,200
B	住民税額非課税世帯	0	0	0	3,000	11,200	0	3,000	11,200
C	住民税均等割額のみ課税世帯	1,200	1,200	3,100	3,600	11,800	3,100	3,600	11,800
D1	44,400円未満	4,800	4,800	6,400	7,000	15,200	6,400	7,000	15,200
D2	44,400円以上 52,700円未満	6,300	6,200	6,400	7,000	15,200	6,400	7,000	15,200
D3	52,700円以上 77,100円未満	7,000	7,000	6,400	7,000	15,200	6,400	7,000	15,200
D4	77,100円以上 211,200円未満	11,400	11,400	8,400	11,400	19,600	8,400	11,400	19,600
E1	211,200円以上 256,300円未満	17,100	15,300	14,100	17,100	25,300	14,100	17,100	25,300
E2	256,300円以上	19,300	15,300	18,600	21,600	29,800	18,600	21,600	29,800

【補足】

○第2子は基準額の半額、第3子以降は無償とする。

○新制度保育料が、現行の利用者負担額よりも大きくなる在園児については、卒園までの間、現行の利用者負担額と大きく変わることがないように、経過措置を設ける。

※区内の最低保育料・入園料、平均保育料・入園料、最高保育料・入園料別に、その額から補助金を差し引いた金額。